

令和2年度大分県ドローン協議会 ドローン活用普及事業業務委託に係る企画提案競技実施要綱

1. 目的

大分県ドローン協議会が実施するドローン活用普及事業における委託業務の企画運営、座学講習、操縦体験講習、意見交換、プロモーション等に係る業務について、最適な委託先を選定するため、企画提案競技を実施するもの。

2. 業務の概要

- (1) 実施主体 大分県ドローン協議会
- (2) 契約者 大分県ドローン協議会 会長 石井 四郎
- (3) 採用方式 公募による企画提案競技によって特定された者への業務委託方式
- (4) 事業名 令和2年度大分県ドローン協議会 ドローン活用普及事業業務委託
- (5) 契約期間 契約日から令和3年2月15日(月)まで
- (6) 契約限度額 6,000,000円(消費税含む)

3. 業務の内容

別添「大分県ドローン協議会 ドローン活用普及事業業務委託仕様書」のとおり。ただし、当該仕様書の内容については、予算の範囲内で変更できるものとする。

4. 参加資格

参加資格を有するものは、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定するものでないこと。
- (2) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成14年法第154号)の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 県税、消費税及び地方消費税を滞納しないこと。
- (5) 提案仕様書の内容を熟知し、十分に理解した上で、本提案競技に参加できること。
- (6) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ① 宗教活動または政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
 - ② 特定の公職者(その候補者を含む)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
 - ③ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第

77号第2条第2号)に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員が役員となっている事業者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(カ) 暴力団 (員) に経済上の利益又は便宜を供与している者

(キ) 暴力団 (員) と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

(ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5. 提案競技から受託者決定までの手続き

(1) 質問票の受付及び回答

① 質問票の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法：令和2年度大分県ドローン協議会 ドローン活用普及事業業務委託質問票を下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(イ) 電子メールアドレス：a14240@pref.oita.lg.jp

(ウ) 電子メールの件名：令和2年度大分県ドローン協議会 ドローン活用普及事業業務委託質問票 (法人名)

(エ) 質問票受付期間：令和2年10月6日 (火) 9時から令和2年10月13日 (火) 12時まで

② 質問の回答

質問事項への回答は、令和2年10月9日 (金) 9時から令和2年10月14日 (水) 17時までに、順次、ドローン協議会ホームページ及び県ホームページに掲載する。なお、独自提案にかかる内容については、質問業者のみに回答する。

(2) 企画提案競技参加表明

本提案競技に参加を希望する法人は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うものとする。

① 参加表明手続き

令和2年度大分県ドローン協議会 ドローン活用普及事業業務委託提案競技参加表明書 (様式第1号) を大分県商工観光労働部 新産業振興室に提出するこ

とにより参加表明を行う。

②提出期間

令和2年10月9日（金）9時から令和2年10月19日（月）12時まで

③提出先

大分県商工観光労働部 新産業振興室 新産業・技術振興班
〒870-8501大分市大手町3丁目1番1号（本館7階）

④提出書類

令和2年度大分県ドローン協議会 ドローン活用普及事業業務委託に係る企画
提案競技参加表明書（様式第1号）・・・1部

⑤提出方法

持参、郵送（提出期間内に必着）

（3）企画提案書等の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

①提出期間

令和2年10月9日（金）9時から令和2年10月20日（火）12時まで

②提出先

大分県商工観光労働部 新産業振興室 新産業・技術振興班
〒870-8501大分市大手町3丁目1番1号（本館7階）

③提出書類

- ・企画提案書（様式自由）
- ・業務工程表（様式自由）
- ・業務実施体制調書（様式第2号）
- ・類似業務実績調書（様式第3号）
- ・見積書（様式自由）※見積の根拠が分かる積算書（様式自由）を添付すること。
- ・会社概要書（様式第4号）

④提出部数

7部

⑤提出方法

持参又は郵送（提出期間内に必着）※FAX、Eメールでの提出は不可。

（4）審査・選定

①プレゼンテーション

ア 日時・場所

企画提案参加表明者に対し、別途通知する。

イ 1者当たりの所要時間

- ・プレゼンテーション 20分程度

・質疑応答 10分程度

※集合時間等は、企画提案参加表明者各者にFAX 又はメールにて通知する。

※プレゼンテーションは企画提案書のみで行い、追加資料、パソコン等の機材の使用は認めない。

②審査基準

審査に当たっては令和2年度大分県ドローン協議会 ドローン活用普及事業業務委託に係る企画提案協議審査基準表（以下「審査基準表」という。）のとおり、企画業務内容、業務スケジュール、業務実施体制、経費見積、過去の実績等に基づき総合的に行う。

③業務委託候補者の決定等

ア 別添審査基準表により、審査委員会が企画提案書とプレゼンテーションの審査を行い、業務委託候補者を決定する。

イ 選定結果は辞退者を除くすべての企画提案書提出者に文書で速やかに通知する。

ウ 大分県ドローン協議会は、業務委託候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、契約金額の範囲内において内容を一部修正することもあり得る。

6. その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ①誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又は記名・押印のない参加表明書により参加申込をしたもの。
- ②資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ③虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- ④指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- ⑤「5(3)企画提案書等の提出」に示す提出書類がないもの。
- ⑥契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ⑦不正行為が行われたと認められるもの。

(2) 提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、提案競技を実施することができないと認められる場合は、提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該提案競技に要した費用を大分県ドローン協議会に請求することはできない。

(3) その他

- ①手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- ②企画提案は1者につき1案とする。
- ③参加表明に係る全ての費用（企画提案書の作成やプレゼンテーションなどにかかる費用）は、参加者の負担とする。
- ④審査結果に関する疑義は、一切受け付けない。
- ⑤提出された参加表明に係る全ての書類については返却しない。また、企画提案書による提案内容は大分県ドローン協議会に帰属する。

7. 問い合わせ先

大分県商工観光労働部 新産業振興室 新産業・技術振興班

〒870-8501大分市大手町3丁目1番1号（本館7階）

電話 097-506-3272

Eメール a14240@pref.oita.lg.jp